

昭和二十五年三月三日(金曜日)

本日の会議に付した事件

○証券取引法の一部を改正する法律案

內閣提出

○所得税法の一部を改正する法律案

内閣送付

○通行税法の一部を改正する法律案

内閣送付

○富裕税法案(内閣送付)

法人税法の

(内閣送付)

酒税法の一

閣送付)

有価証券移

(内閣送付)

1

午後一時四十六分開會

○理事(黒田英雄君) これより大蔵委員会を開会いたします。

本日は先ず証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたしまして御質疑をお願いいたします。

それでは私から小さい問題ですが、ちよつと一、二お尋ねいたします。この五十二條で事業年度を今まで二期に分れておつたのを、今度十日から翌年九月までという一期に直されるのですが、これは何か当事者の希望でもあつたのですか。どういう主張からこういう工合になつてゐるのですか。

○政府委員(湯地謹爾郎君) この証券業者の事業年度は、現行法では四月から九月、十月から翌年の三月、こういう二期に決められているのであります。が、御承知の通り、証券業の業績と

いうものは一年のうち時期的に非常に
差違がありまして、今までの終戦後の

状況から見ると、四月から九月まで、言い換えれば九月決算においては大体株価がどちらかといえば低落している時期であります。同時に又反対に三月は株価が大体上つている時期であります。こういうふうな時期的に非常に盛衰があります関係上、その業績におきましても、決算におきまして或る期には非常に利益があり、或る期には非常に損失が出るというような状況で、利益が出たときに、税金の関係もあります、一面会社で相当な配当を

○政府委員(湯地謙爾郎君) その通り
であります。

○理事(黒田英雄君) もう一つ小さい問題ですが、四十一條の二で「商号のうちに証券という文字を用いなければならぬ」ということになっているのではありませんが、現在のものはそのままです。しい、用いなくてもよろしい、商号を変更するときにそれを入れるというのですが、証券という字を用いない証券業者というものは現在沢山あるのですか。

○政府委員(湯地謙朗郎君) 現在大阪
商事、黒川商事外全部で七社でござい
ます。

○理事(黒田英雄君)　そういうのは触散したらよさそうなものに思うのですが、そういう特に変えんでもいいというような寛大な措置をとられるのは何か理由があるのですか。

○文府委員(湯川重爾郎君)　現在(浅)

ております。七社は大体昔から古い店でありまして、証券業を営んでいるということが一般に認識されております。これが証券という言葉を使つてなしたために一般投資家に不利益を及ぼすということは先ずないだろう、こういうふう考えたわけであります。

○米倉龍也君　簡單なことです、三十四條の適用を今直ぐやれば四割ぐらゐの脱落者があるという御説明でありましたが、五十万円というものがこの場合最低なのですが、今現に沢山ある

証券業者の純資本額というものは大体はどのくらいなんでしょうか。大きいのはどのくらいでという……。

○政府委員(湯地護爾郎君) 答へ申します。この数字は丁度去年の九月が決算期に当つておりますから、その数字を取つておりますが、これで一番多いところ、先ず五十万円以下は三百八十三社これが三九・五%ということになつております。それから五十万円から百万円までの間これが二百四十二社二四・九%、百万円から二百万円までが百四十六社一五%、二百万円から三百万円までの分が七十四社比率が七・六%、三百万円以上百二十七社比率が一三%というふうになつております。

○采畜龍也君　そういたしますと百万円以下は非常に多いのですが、この二十倍というような、五十万円ならば二十倍じて一千万円の借入限度という負債の総額になりますが、その程度で、二十倍程度でこういうような取引が非常に沢山出て盛んに流通するときに、負債をその程度のもので、二十倍ぐらいの程度で行くわけですか。十分なのですか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) この負債倍率の二〇倍というのは、現行法では最高限度でありまして、この範囲内で委員会規則で決める建前でおります。が、委員会規則は二十倍ということになつて法律の限度一杯になつておるわけでございます。ただ問題は証券業を営む際に当りまして、証券会社が手持の株が或る程度多くなりますと、その

値下り等があります場合に、この倍率が直ぐ引つ掛かるという場合があり得るのであります。業者が資本金に比べて余り沢山株を手持するということは投資者保護の上からいってもこういふような値下りの危険等から見て、余り好ましくないという考えを持つておるのであります。これは主として委託売買をやる、いわゆるブローカーと

して手数料によつて營業をして行くといふことがむしろ望ましいのであります。が、委託売買を主としております場合に於いては、負債倍率のこの二十倍というものは、これだけあれば十分だと考えておりますが、相当手持があるような場合には、時価の変動によりまして非常に窮屈になるというふうに考えられるのであります。が、我々といひましたしてもこれはやはり投資者保護のためにこの負債倍率は、飾くまで二十倍が最高でよろしいのじやないか、できれば将来委員会規則でこの倍率をむしろ引下げるといふ方向に進みたいといふふうに考えております。

であります。そうして又各業者自体におきまして、その倍率を超過するような場合には委員会に届出をしなければならず、こういう建前になつてお

るのであります。そうして委員会ではその届出があつた、倍率を超過しておるといふ届出があつたものに対しましては、こちらからやはり検査に行きまして、そうして事実を確かめて審問をいたしまして、その将来の計画が立たなければ營業の停止なり或いは取消なかりすると、こういうことになつておるのであります。現在この倍率を超過したといふことで營業の停止若しくは取消をした例が相当ありますが、今のところそういう届けがまだ出ておりませんし、一応出してありますのはこの範圍内に納まつておる、ただこちらで検査をいたしまして、積極的に検査をいたしまして、それを発見したという場合にはやはり審問をいたしまして、そうして向うの整理計画を出させまして、その計画が妥当と認めれば一時營業停止を猶予いたしますが、それが見込がないものであれば停止若しくは取消をする、こういう方法をとつております。

○木村禮八郎君　これはまあ投資者保護のためにそういう規定があると思うのですが、今までそういう届出についてしよつちゆう検査されておる、現在のところはないということではないですか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 現在届出が来た部分について、或いは各月来る部分については、一応報告としてはこれに引つ掛かるというものはないということを申上げたのであります。

○木村禪八郎君　若しかあつた場合にはそれは非常な問題になると思うのですが、そういう軽率な御答弁でよろしうございますか。

○政府委員(湯地護朗郎君) これは一応法の建前は各会社から届出をするということになるのであります。が、そうでない場合こちらでも検査をして見ないといけないのであります。單に検査してそれでそのまま引つ掛かつたものとして、停止若しくは取消の処分もこれも又できないので、やはり業者を呼んで審問をいたしたということとで、一応各業者から出た報告だけの面では掛かつておるといふ報告はないのであります。こちらの方で検査をしたものについては、これははつきり分るわけでございますが、検査をしてみないと全然ないとかあるとかということとは言えないと思います。

○木村禮八郎君 私はこう御質問申上げるのは、証券業法、証券取引法ですか、作りましたのは、精神は証券取引をスベキユレージョンじやなく、インヴェストメント、投資にさせて、健全に日本の産業金融を育成して行くという精神にあると思うのです。そういう

意味で証券取引法を折角作られた
の法律に違反しないように運用されな
いと思うのです。従つてまだ御質問申
上げますが、これまでいさ／＼な点に
おいて法律違反が沢山あると思うので
す。重大な違反があると思うのです。
そこで今後どのような状態であれば依

然としてやはり証券取引がスベキイレ
ーションである、投機ということにな
つて、健全な投資というものは育感さ
れないと思うのです。そういう意味で
今私が倍率の問題を御質問申上げたの

ですが、これはやはり嚴重にされる必要があると思う。先程の御答弁でもつと引下げてほしいというようなお話があるくらいですから、この点は一ツ嚴重にこういふ最近株についていろいろ、なことが問題になつておる際、思い切つてここで株界を整理して、すつきりした形にして、そうしてもう証券取引はスペキュレーションじゃない、本当のインヴェストメントであるという感じを一般に與えるようにして頂きたいと思うのです。

それからもう一つ、これはどうして
も大蔵大臣に責任ある御答弁を頂かな
きやならないのですが、今政府委員の
方で御答弁できるのでしたら一応お伺
いして置きたいのです。それはやはり
証券取引法の違反の問題です。折角証
券取引法を制定しながらこんな重大な
違反があるのでどうして放置されて置

くか、それは御承知の未上場株の場外取引です。これは類似取引だと思ふのです。これをなぜ放置されて置くか、どういふ根拠に基いてこういふ取引をお許しになつておるのか、この点先ずお伺いしたい。

○政府委員(湯地薩爾郎君) 未上場証

か、この問題につきましては取引所類似施設という御意見のようですが、類似施設は実は必ずしも取引所類似施設というふうなふうに考えていいものではないのであり、またやはり投資者保護という観点から、これは自由にやられたような

場合には、投資家と申しますか、お客さんに迷惑をかける場合をむしろ心配しておるのではありません、できるだけその受渡し等については証券業協会、証券業協会は会員以外の者に対してい

ろいろ規則を作つたりなんかして監督する権限を持つておりますが、証券業協会のできるだけ不測の問題が起らないように監督させておるわけであります。

○木村禰八郎君 類似取引でないとい
うと、それじやあれは今後お認めにな
つて行くわけですか、これは清算取引
ですよ。

○政府委員(湯地謹爾郎君) 清算取引をやつておる、こういうお話でございます。差金売買、これは証券業者がや

つております際には取引所の証券取引法に抵触するわけでありまして、これは十分取締るつもりであります。

●本村禰八郎君　そうしますと現在やつておるのは明らかにそうなんです。そうしますとこれは収縮というお話です。お認めにならないとどういふ

○政府委員(湯地謙爾郎君) 証券業者が差金売買をやるといふことは認めない

○木村禎八郎君　すると今現在やつて
おります取引所が終つてからその後で

いろいろ取引をやっています。いわゆる場外取引というのですかをやっておりますが、それをやはりお認めになつ

ておるのですか。類似取引をお認めになるのですか。

○政府委員（湯地謹爾郎君） 類似取

引、類似施設とは考えておらないのであります。が、この未上場或いは非上場のものにつきましては仕切売買はで

きることになつております。

○木村禰八郎君　ところが先程のお話ですと、投資者保護ということを言わ

れておりますが、實際株が暴落したの
はどこから暴落して行つたか、最近株

が特直して来ておるのはどこから持直して来ておるのか。多くは実際の取引所における取引ではなくして、この場外取引によつて左右されておるので、これは非常にスベキユレーション的なものです。投資しやないのです。インヴェストメントでない。だから我々は飽くまでも健全な投資市場を育成させなければいけないと考えて、そういう観点から苦心しておるのであつて、今のようにあれを許して置けばいいつまで経つても取引所というものは投機市場

で、これは抜けないと思うのです。現在、そうなんです。私がここで申すまでもなくよく御認識だと思ふのです。従

す。このままでよいとお考えになるのか。ではいけないのであつて、何か対策をお考えになる必要があると思うのです。

でございますか。

○政府委員（湯地謹爾郎君） この問題は木村さんのおつしやる通り、これは

非常に問題があるのでありまして、これが余り多くなつて来るということになりますと、今のスペキュレーション

の色彩が非常に強いのでありまして、これはどうしても実は我々といったしましても証券業協会を中心にしてこれを

やるにいたしましても、証拠金をうんと取る、殆んど百パーセントに近い、場合によつては証拠金を取るというよ

うなやり方で投機的色彩をできるだけ拂拭するといふような方向に鞭撻しておるのであります。尤もこれはもう少し

し方式の問題といたしましては、現在の普通のレギュラー取引の中に正式の信用供與という制度はありますが、今認

められておりません関係上、これを認
めて実施する機会には、こういう未上

場の株の取引というよりなことは、これは一つ厳格に制限し、又これを止めさせよう、こういうふうな考えておるのであります。

○木村禮八郎君 これはもう実情に即しては私が話するまでもなく、実によく私以上に御存知なでありますから、申し上げませんが、実際は差金売買であり、それで例えば三変化の例なんかいまして、まだ拂込が来ないのにそういうものが差金として売買されておる、二、三ヶ月先のものが……。

これは決して私は投資であると思えないのです。投機的であつて事実そういうことによつて株が上つたり下つたりして、新株がそういうことになれば、親株も自然そうなりますから、これはどうしても今後株価対策といつても、こういう面に株価対策をやつたのでは、本當の株価対策にならない。これは株が健全なインデストメントのマーケットを設立する意味においてお考えになる必要があると思つておる。これについてどういふ対策をお持ちか。新聞にも出ておるようですが、今後これに対してこのまま放置しては置けないと思つておる。そうしたらますますいわゆる投資家というものは、株を買わなくなると思つておる。やはり投機市場だ、現在あつて動かされておるのでは、いわゆる玄人だけ集まつてやつたのでは危く手が出せない。こういうことになると思つておる。これに対してどういふ対策をお持ちか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) この場合取引で一番問題になるのです。いわゆる権利株の売買の問題でありまして、これについては実は我々もいろいろ研究いたしておるのであります。その考

え方といたしましては、新株の割当の決定がありまして、いわゆる上場されております株の親株が、権利落ちになる。これからこれを正式に認めて、そうしてそれを場内の取引所にこれを上場させる。それ以外はこの禁止するといふような考え方で今案を作り、実は関係方面にも申出ておるようなわけでありまして。

○木村禮八郎君 もう一つやはり我々から見まして証券取引法違反と考へられるのです。特に第六十五條違反ではないかと考へられております。それはこの証券取引法を制定された趣旨が証券と金融とを分離されておる。これはこの前にも問題になつた点なんです。ところが最近の市場は九でそれと逆の方向に行つておると思つておる。これで健全な投資市場を育成できるかどうか。特に銀行に株を買わせるという問題、そういう点は六十五條の精神に違反しないでしょうか。私は違反すると思つておる。この点についてどう考へておるか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) この六十五條の規定から申しまして銀行、信託等が株を持つのに、これは投資の目的で持つ場合は許されておるわけなのであります。ただその間に金融機関と証券業者を分離する。言い換えますれば引受だとか、そういうような分離した趣旨に反する意図の下にやるといふ場合には、これは相当問題があると思つておる。今のところ銀行等が株を持つのは、この規定の事項の趣旨による株式の取得、こういうふうな考へておるわけでありまして。

○木村禮八郎君 そうしますと、大蔵大臣にも一休今後のそういう事業金融

に關する政策をどう考へるか。大蔵大臣にも御質問申上げたいのですが、こ

こでは事務的に答へられる点について御質問して見たいのですが、結果からいつてそうなるのでしょうか。そうしますと今度銀行がそういう株を沢山買いますと、何のために証券取引法を作つて、この証券市場を育成して行くといふことの意味がなくなつて来ると思つておる。これを制定した意味、やはり銀行が段々株を持つて行くと、殊に今後問題になるかどうか知れませんが、証券会社の増資などを銀行が持つといふことになると、尙問題になると思つておる。そうすると今の取引所がますます投機市場と見られて、それで金融機関がそこに株を持つて行くといふことになると、いわゆる長期資金は証券業、短期資金はコンマ一シャル・バンクを通じてやる。それが原則である。それがますます、それがかつてしまう。一体政府は何のために証券取引法を制定して投資市場を育成しようとしておるか。アメリカみたいには直ぐはならないかも知れませんが、その精神が逆の方へ行つておるのです。成るべくこの法律の精神に近づくように努力しておればいいが、最近の傾向は逆になつて来ていると思つておる。いよいよますます「コンマ一シャル・バンクは短期資金を扱うようにし、長期資金は証券市場を通じてやつて行く」といふことと逆になつて来ているのです。この点は決して私は証券市場、投機的不い、投資的な証券業を育成する精神にも副わなないし、今後の日本の金融制度としても好ましくない。そう考へるのですが、最近逆になつておると考へえになりませんか。そうすると六十

五條の精神に反するといふことにな

○政府委員(湯地謙爾郎君) 或いは私の聞き違ひかとも思いますが、長期資金が自己資金で、短期資金は銀行、こういう面で、この問題につきまして、現在銀行が株式を持つておることがこれに反するといふふうな聞いたのであります。これは事業会社が資金を調達するのについて、増資によつて株式を發行して、その拂込によつて資金を調達する。これは自己資金を調達するといふので、株を金融機関が持つていたしましても、必ずしもその精神に反するものでない、こういうふうな考へておるの、或いは私の聞き違ひかも知れません。

○木村禮八郎君 その点もあるのですが、更に銀行に債券發行を許すようになるようですが、これはどう考へておるか。銀行に債券發行をさせる。これはコンマ一シャル・バンクが長期資金の調達をするといふことになると思つておる。これは六十五條の精神に私は副わないと思つておる。ですからどつちの方向に向かうかとしておるのかはつきりしない、そう考へられるのです。或いは又預金部資金を銀行に預け替へて、それを長期に貸させるといふようなことも、これもどうも私は納得行かないのですが、一体どういふ精神でこの六十五條を今後運用されて行くのか。これをいわゆるコンマ一シャル・バンクと、それから証券業者のやる証券金融といふものとを段々近づけて行くのか。これをはつきり分野を截然として行く方向に持つて行くのか。どちらの方向をお探りになるの

か。最近非常に曖昧になつておるので

○政府委員(湯地謙爾郎君) 現在の金融の問題について、いわゆる長期資金を融資する銀行といふものが、余りはつきりした姿でないといふことのために、長期資金の供給について十分だといふことから、いろいろ問題が出て来ると考へるのであります。これはまあ非常に事務的なものでございまして、銀行、信託等の金融機関が事業会社の發行する株式、或いは社債等を直接引受ける、そうしてこれを売り捌くといふようなことを禁止して置くのであります。これは証券会社がやるべきだ。元受は、受託はいいが、引受けは証券会社、こういう分野を明らかにしたのであります。この面には直接的には触れないのじやないかと、こういうふうな考へておる。

○木村禮八郎君 銀行が株を買ふといふことは、「第二條第八項各号に掲げる行為をなすことを営業としてはならない。」これには触れないのですか。証券業者の業務の規定です。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 銀行がこの二條にありますが有価証券の場合とか、或いは売買の媒介、取次ぎ、或いは有価証券の引受とか、売出しとか、これらの問題を営業としてやる場合には、これは許されないのであります。ただこの六十五條の但書の後段と申しますか、これは尤も自分のお客の注文で、はつきり書面による注文でやる場合は許されておりますが、そうでない場合においてはできない。ただ銀行、信託会社が投資の目的でやる場合は、投資の目的で株を買ふ。そうして

場合によつてはそれを売却すること
は、この但書で除外されております
からして、やり得る建前になつてお
ります。

○木村禮八郎君 只今の点の少し前
に、金融機関が「他の法律の定めら
れるところにより」、「他の法律の定めら
れるところにより」というのはどうい
うのか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 例へば
禁法等で、金融機関が他の会社の株
を五〇%以上持つてはいけないとい
う規定等がありますからそれには触
れないかん。

○木村禮八郎君 他の法律の定めら
れるところによりというのに、独禁法に
触れないようにという意味なんですか、
触れないけれどもという意味ですか。
どうもそれですとつきりしないです
が、この投資の目的を以て有価証券
の売買をなす場合には、何か他の法
律があつてそれに基づいてやるとい
う意味ではないですか。……直接調
べて見ませんが、先程御答弁のよう
に簡単に考えられないように聞いて
おるのです。……若し今直ぐお分
りにならないならば結構です。

○政府委員(三井武夫君) 六十五
條で意図してありますところは先
程湯地局長から申上げたように業
務として有価証券業務はいわゆる
有価証券業務を銀行が投資の目的
でございまして、銀行が投資の目的
を以て自己の計算で証券を売買す
ることは当然これは六十五條は禁
止しておるわけではなくわけであ
ります。現在銀行が自己の投資の
ために株式を買入れておるといふ
ことであります。

然触れない問題だ、抵触しない行為
であるというふうな私共解釈してお
ります。ただお尋ねの点が多少最近
におきましていろいろの増資なんか
行われてます。

ます場合多少無理をいたしまして
いろいろの方法で銀行の援助を受け
ておるといふようなことがこの六
十五條の精神に違反するやうなこ
とがありはしないかという点になり
ますと、これはなかなか複雑な事
情がございまして一概には断定し
難い場合がある。本来銀行が投資
の目的のために証券を買入れるこ
とであるといふこととありまする
六十五條の精神に反することはな
いといふ。

うに私は解釈しておる。また昨日
も申し上げましたように現在の銀
行の株式保有状況からいましてこ
れは勿論個々の銀行の状況によ
りまして、また銀行の個々の営業
方針によりましてございまして、
銀行の判断によりまして多少とも
少く株式を保有する余地がある
か、勿論その場合に株式の銘柄を
選び、また確実な対象物を選び、
また必要はありますが、その判断
によりまして多少とも株式を保有
する余地があるか、勿論その場合
に株式の銘柄を選び、また確実な
対象物を選び、また必要はありま
す。

○木村禮八郎君 大体まあ分りました
が、他の法律の定めるところによ
りて、銀行はつきりしたしませんが
それをはつきりして下さい。それ
から只今御答弁で銀行の証券保有
が少くなつて来てるから成るべく
銀行の流動資産を増すという意味
において主として有価証券を保有
するように協力方を求める、こ
ういふお話でありましたが、

それは具体的にどういふ形におい
て協力を求めることに努力された
のですか。

○政府委員(三井武夫君) 昨年十二
月に大蔵大臣が金融界の代表的な
方々と会談したものでありまして、
最近の証券界の窮乏した情勢を詳
しく説明されまして、そうしてそ
れらの金融界の方々に對してそれ
らの銀行の或いは保險会社の状
況に應じて多少でも株式の保有
の余力があるならば是非この際株
式を買入れて協力して貰いたいとい
うことを要請されております。こ
の要請に基きまして、多少銀行方
面よりもその後におきましては株
式の買入れに努力して呉れておる
わけでございます。大蔵大臣といた
しましてはさういふ形で金融界方
面の要請を求めているわけであ
ります。

○木村禮八郎君 その金融界のさ
ういふ保險会社なども含めての金
融界の協力によつて最近株が多少
安定し、持直したと云ふことにつ
きまして、この持直したと云ふこ
とに原因は何かと思つております。
併しその原因の一つにこの金融
界方面の協力があると思つてお
ります。

○政府委員(三井武夫君) 御承知
のように二月になりましたから少
少株価が持直した面があると思つ
ております。併しその原因の一つ
にこの金融界方面の協力がある
と思つております。併しその原因
の一つにこの金融界方面の協力
があると思つております。

○木村禮八郎君 そうしますと、こ
の証券取引法で、この第二百二
十五條を見て頂きたいのでありま
す。二百二十五條に「何人も、書
いてあるのでありますが、何人も、
他人をして証

券取引所に上場する有価証券の
売買取引が繁盛に行われてゐる
と誤解させる等当該有価証券の
売買取引の状況に關し他人に誤
解を生ぜしめる目的を以て、左
に掲げる行為をしてはならない。
一 何人も、有価証券市場にお
ける有価証券の売買取引を誘引
する目的を以て、左に掲げる行
為をしてはならない。一 何人も、
有価証券の売買取引が繁盛であ
ると誤解させ、又はその相場を
変動せしめるべき一連の売買取
引又はその委託若しくは受託を
すること。一 何人も、有価証券
の相場を変動せしめるべき一連
の売買取引又はその委託若しく
は受託をすること。一 何人も、
有価証券の相場を変動せしめる
べき一連の売買取引又はその委
託若しくは受託をすること。一 何
人も、有価証券の相場を変動せ
しめるべき一連の売買取引又は
その委託若しくは受託をすること。

「何人も、有価証券の相場を
変動せしめるべき一連の売買取
引又はその委託若しくは受託を
すること。一 何人も、有価証券
の相場を変動せしめるべき一連
の売買取引又はその委託若しく
は受託をすること。一 何人も、
有価証券の相場を変動せしめる
べき一連の売買取引又はその委
託若しくは受託をすること。一 何
人も、有価証券の相場を変動せ
しめるべき一連の売買取引又は
その委託若しくは受託をすること。

「何人も、有価証券の相場を
変動せしめるべき一連の売買取
引又はその委託若しくは受託を
すること。一 何人も、有価証券
の相場を変動せしめるべき一連
の売買取引又はその委託若しく
は受託をすること。一 何人も、
有価証券の相場を変動せしめる
べき一連の売買取引又はその委
託若しくは受託をすること。一 何
人も、有価証券の相場を変動せ
しめるべき一連の売買取引又は
その委託若しくは受託をすること。

「何人も、有価証券の相場を
変動せしめるべき一連の売買取
引又はその委託若しくは受託を
すること。一 何人も、有価証券
の相場を変動せしめるべき一連
の売買取引又はその委託若しく
は受託をすること。一 何人も、
有価証券の相場を変動せしめる
べき一連の売買取引又はその委
託若しくは受託をすること。一 何
人も、有価証券の相場を変動せ
しめるべき一連の売買取引又は
その委託若しくは受託をすること。

「何人も、有価証券の相場を
変動せしめるべき一連の売買取
引又はその委託若しくは受託を
すること。一 何人も、有価証券
の相場を変動せしめるべき一連
の売買取引又はその委託若しく
は受託をすること。一 何人も、
有価証券の相場を変動せしめる
べき一連の売買取引又はその委
託若しくは受託をすること。一 何
人も、有価証券の相場を変動せ
しめるべき一連の売買取引又は
その委託若しくは受託をすること。

ます。世間一般に大蔵大臣の言動
によつて株は変動され、或いは固
定させ、或いは安定化させる、こ
ういふ誤解を生ぜしめておると
思ふのであります。これは政府み
ずからがさういふことをやつて
いるのであつて、二百二十五條
に違反しないかどうか、非常に不
意な言動をされたことになりは
ないか。二百二十五條の精神は
一体どこにあるか、この点を大
蔵大臣にもお伺ひしたいのであ
りますが、事務局で、事務的に
この問題をどういふふうに解
釈されておりますか。この点を
伺つて置きたいのです。

○政府委員(三井武夫君) 只今の
木村委員の御質問の趣旨は、実
は十分に私共といたしましては了
解し難いのでありますけれども、
二百二十五條の趣旨は、個々の
有価証券の相場操作の禁止の
規定でございまして、二百二十五
條に只今お読みになりました
ように詳しくその点につきましては
縮規定を設けてあるものでござ
います。先程私が申し上げました
大蔵大臣のこの日本経済全体の
打開を金融機関に要請したとい
ふ行為は二百二十五條のい
ふ事項にも抵触してないかと確
信いたしております。

○木村禮八郎君 それは見解の相違
になりますから大蔵大臣から御
答弁して頂きたいと思つてありま
す。それから改正案の中で少し細
かいことにはなつてゐるが、有
価証券の募集又は売却に際して
証価取引委員会規則で届出を免
除することが出来る範囲、これ
を五百万円から一千万円に引
上げますと逆に公益或いは投資
者保護と矛盾するやうなことに
ならないのか。

○木村禮八郎君 それは見解の相違
になりますから大蔵大臣から御
答弁して頂きたいと思つてありま
す。それから改正案の中で少し細
かいことにはなつてゐるが、有
価証券の募集又は売却に際して
証価取引委員会規則で届出を免
除することが出来る範囲、これ
を五百万円から一千万円に引
上げますと逆に公益或いは投資
者保護と矛盾するやうなことに
ならないのか。

○木村禮八郎君 それは見解の相違
になりますから大蔵大臣から御
答弁して頂きたいと思つてありま
す。それから改正案の中で少し細
かいことにはなつてゐるが、有
価証券の募集又は売却に際して
証価取引委員会規則で届出を免
除することが出来る範囲、これ
を五百万円から一千万円に引
上げますと逆に公益或いは投資
者保護と矛盾するやうなことに
ならないのか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 実はこの問題はこの委員会でもたび／＼出たわけでありまして、この五百万円から千万円に引上げますと、今までこの証券取引法が実施されて、昨年中で件数にいたしますと、五百万円以上千万円以下の分が、件数で約三〇%それから金額で四〇%、金額的にまあ非常に少いということが一つと、それから尤もこれは免除し得る限度でありまして、委員会規則で決めるわけでありまして、これは一般に公募する、証券業者等を使つて不特定多数人を相手として募集をする分については引上げるといふことは考へておらない、その意味におきまして投資者保護に欠けるということはおありまいだらう、こういうふうに考へております。

○木村禮八郎君 大蔵大臣に対する質疑を保留しまして、私のはこれで一応終ります。

○理事(黒田英雄君) 木村君大蔵大臣は要求しますが、どのくらい時間を取りますか、あなたの質問は……。

○木村禮八郎君 もう大体事務的なものはお伺いしましたからあとは大蔵大臣に責任を以て答えられる点についてですから、その時間は取らないと思ふのです。要点について、要点を挙げてお伺いしますから……。

○理事(黒田英雄君) それでは短い時間ということで要求して見ましょう。

○木村禮八郎君 とにかく余り短いいつてもいい加減に答弁されては困りますが、その委員長が余り制限されるようなことを言われなくても我々の方で適当に……自分一人が沢山の方も御質問があるのにやりませんから、と

にかく大蔵大臣を要求して頂きたいのです。大丈夫です。

○理事(黒田英雄君) ちよつと速記を止めて。

「速記中止」

○理事(黒田英雄君) 速記を始めて。

○油井賢太郎君 この五十五條に書いてありますところの適当な数量の売買取引、不健全な方法による売買、こういつたような一連の点であります。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 具体的に認めになることができるのですか。どういふふうにしてこれをいわれるお認めになることが出来るのですか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 具体的に認められるのは、例へば適当な数量の売買取引、この場合抽象的になつて恐縮でございますが、例へば自分の自己資本に比しまして余り沢山の有価証券を所有するような取引、こういうものを考へております。又不健全な方法による売買というものは、常に売渡す意思もなくして空売、或いは責任取引、或いは保証金を徴収しないで権利株等の売買をするというふうなことも不健全な方法というふうに考へております。不健全な方法による借入れというものは小切手の交換、いわゆるマラソン金融、或いは個人から非常に高い高利で借入れおるといふのは不健全な方法による借入れ、こういうふうに考へております。又この不良と認められる資金というものは、お客さんの方で債務を履行しなかつた関係上、そのお客さんの買つた株の転売をした場合、そこに差損ができて相当長期間未回収になつてお

るようなもの、或いは不渡小切手、立替分の焦げついておるもの等はいわゆる不良と認められる資産、こういうふうな考へております。

○油井賢太郎君 今のような場合に、証券取引委員会が何か特権を與えられてその調査なり或いは資料の提供なりを求めることができるか。どの條項によつてその権限が與えられておるか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) これが、この五十五條の二の規定を置いたのは今までは証券業者がこういうふうな不当な取引等をやつて非常に不健全になつたような場合に、その行為を止めさせる、或いは不良資産を償却せよといふ命令をする権限は持つていなかったものであります。そういうことの結果結局倍率に引つ掛かるとか、或いは著しく資産内容が悪くなつてお客に迷惑をかけるという事態に至つて、それを検査の結果分つた場合に営業を取消すとか、或いは営業を停止するとか、その手段しなかつたのであります。で、事前にそういうよくない行為、或いは不良資産の償却といふことを直させて事前に措置するといふ権限がなかつたのであります。そういう必要があらますので、この規定を置いたわけでありまして、そういうふうな例を一応設けたのはこの五十五條でござるならば今までの法律でありますれば、委員会において必要と認めるときにはこういうことができる、こういう書き方でありまして、それは余りに権限を與えるという意味で、例示的にこういうふうな場合にやれるというので、その五十五條の規定はその根拠を與えられた條文であります。

○油井賢太郎君 そうすると、例へば過当な数量の売買といふような場合です、果してそれが過当かどうかといふことは、委員会が一定の尺度を具体的に決めておられると思ふ。

○政府委員(湯地謙爾郎君) まあ相当引受株を抱いておるような証券会社に對しましては、引受株を抱いておるものについては、この規定はそういうふうな場合には、今後そういうことをしちやいかなんといふことでありまして、それから不良資産の分については、それを償却することを命ずることができ、今の不当な売買、或いは借入といふような場合、この前段の方はむしろ今後そういう行為をしてはいかんといいうことで過去に遡るわけでありまして、ただ不良資産を抱いておる場合には、それを会社の資産内容を堅実にする意味において、その一部を償却することを命ずることができるといふ規定になつておる。

○油井賢太郎君 實際問題で今証券取引所の取引委員に、不良資産の整理といふようなものを本場にやらせたら恐らく大平潰れはしないか、こういうふうな考へるのですが、何故ならば発行されたところの株式を引受けた當時と今日においては、大分相場の上においても狂いが来ております。そういうのを本場に委員会がメスを入れたら大平潰れしてしまうといふことになつて、日本の経済界、財界に及ぼす影響は、これは大変なものが出ると思ふのであります。委員会としては、今のところはお考へになつておられないのですか、或いはそういうからこゝういふふうな何かしら対策を講じなくてはならないといふふうな真剣にお考へになつていますか。これは委員会だ

けでなしに政府が実際はやるべきでし
ようが、政府の身代りで、あなたの方
で、先ず政府を擁護して、そういう措
置をとらなくてはならないと思いま
す。ただ漠然と只今のところでは有価
証券も小康を得てちよつとひつ返し
味であるから、まあこんなところだ
いというふうにお考えになられるか。
或いはもう一段株界に旋風が吹いて下
落でも来るというふうな場合でも想定
しますと、どういふふうな措置をとら
れるお考えでありますか。こういう点
について根本的に疑念の点をお聞かせ
願いたいと思います。

○政府委員(湯地謙二郎君) この問題
は先程も申しました通り、現在の証券
取引法では会社の内容が不健全になる
途中において、実際的には或る程度指
導しておりますが、その経営を改善さ
せまする、いわゆる事前において経営
を改善せしめる措置が法的になかつた
ものですから、結局法的には検査をし
て、その倍率等に引つ掛ければ営業の
停止、若しくは取消と、こういう方法
しかなかつたのであります。事前に
その会社が資産状況等から見て、まあ
適当な取引をしているものは将来そう
いう行為を止めさせるという措置をす
ることによつて、将来株価の変動等が
あります場合においても証券業者の内
容を堅実にさせる、そういう指導を法
的にもできるというふうにしよとい
うのがこの規定でありまして、ただ今
抱いております株券が値下りになつて
いる、これは不良資産というわけには
行かんと思ひます。或いはお客さんに
貸付ける、まあお客に貸付けるとい
うことは許されないのでありますが、そ
ういふような不良債権等がありますれば、こ

れは不良資産と言へますが、一応所有
している株式については、これは値下
りという問題で不良資産というわけ
ではありませんからして、これを償却さ
せるというふうなこの規定を適用す
る、過去のものについて適用するとい
うことはあり得ないと思ひます。

○油井賢太郎君 私質問しているの
は、形式的なことではなしに、実際に現
在の証券界の状況を深く掘り下げて行
つて、これに対していふやうな不良資
産の償却等をさせるのか何と云うよう
なお話もありませんか、まあ悪いところ
だけはどうもやつていふ規定を作つ
て制限を加えるのですけれども、これ
に対して或いは救済するとか、或いは
何らかの対策を講じてやるというよう
なことまでは委員会としてお考えにな
つていられるかどうか。実際どういふ点
までお考えにならなければ、今の証券界
の健全な発達というか、回復という
ことはできないと思ひます。これはむ
しろあなたの方ばかりでなく、政務次
官がおいでになつておられますが、政府
側の答弁も併せて聞きたいのです。

○政府委員(湯地謙二郎君) 政務次官
からお答えになるかと思ひますが、我
々委員会の立場といたしましては、こ
の証券取引法の円満なる実施を一応す
るということが主たる任務でありまし
て、個々の証券業者を特別に救済する
ということは余り考えてないものであり
まして、我々よりもつと高い立場に立
つた大蔵省として、日本経済全体の点
を考へてやられることだろうと思ひま
す。

○油井賢太郎君 政府側の……。
○政府委員(水田三喜男君) 証券業者
の保護につきましては、一面只今申さ

れましたように厳格な監査は正をやつ
て、その経営の健全化を図ると共に、
一面保護のことも考へてはおります。
そうして現在証券業者が困つておる立
場をどういふふうな金融面で政府が見
てやろうかというふうな問題は、只今
その一つの方式について政府としては
関係筋と折衝中でありまして、近く必
ずそういう政府の証券対策がはつきり
と決まることと思ひますので、それま
でお待ち願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 これは待てとおつし
やるのですが、期限がはつきり分らん
のですか。何日間くらいで確定しそ
うですか。
○政府委員(水田三喜男君) 大臣は過
日予算委員会において後四、五日中に
そういう問題がはつきりするだろうと
答弁しまして、それから今日で一週間
以上実は経つておりますが、今度こそ
四、五日中に大体その見通しはつくの
だろうと思つております。それまで
いろいろな姑息な一時的な金融の措置
というものは逐次指導してやつており
ますが、やはり根本的な対策になると
相当大きい手も打たなければならんと
考へますので、これは四、五日中に何
とか目鼻をつけたいと思つておりま
す。

○木村福八郎君 今政務次官が御答弁
になつた案ですね。これは非常にその
案が重要だと思つたのです。速記を止め
てもいいですが、どういふ案かお聞
かせ願ひたい。折衝中の案です。
○政府委員(水田三喜男君) 折衝中の
案ですが、もう少し御勘弁願ひたいと
思ひます。

○理事(黒田義雄君) それでは大蔵大
臣は要求しておりますが、他に政府委

員に対する御質問はございませんか。
御質問はないようでありますから、大
蔵大臣の出席を待ちます間、一時こ
の御質疑を中止して頂きます。

○理事(黒田義雄君) 所得税法の一部
を改正する法律案、通行税法の一部を
改正する法律案、富裕税法、法人税
法の一部を改正する法律案、酒税法の
一部を改正する法律案、有価証券移転
税法を廃止する法律案、これを議題と
いたしまして、政府より提案理由の説
明を求めることにいたします。

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題
となりまして所得税法の一部を改正する
法律案外五法律案につきまして、提案
の理由を御説明申し上げます。
政府は、昭和二十五年を期して、国税
地方税を通ずる税制の根本的改正を断
行することとしたのであります。

即ち、先に公表を見たシャープ税制使
節団の勧告は、御承知の通り、税制全
面に亘る画期的改正を提案いたしてお
るのであります。政府といたしまして
は、概ねシャープ勧告の基本原則に
即応し、更に我が国現下の財政経済諸
事情に適合するようこれに適切と認め
られる調整を加えて、現行税制の全般
に亘り改正を行わんとするものであり
ます。而して先に第六国会を通過して
本年一月から実施を見た所得税の暫定
的軽減、取引高税及び織物消費税の廃
止、物品税の改正等は今回の根本的税
制改正の一環をなすものであります
が、今回ここに所得税法、法人税法等
の改正案、富裕税法等関係法律案を
提案する運びと相成つた次第でありま
す。今回の税制改正の基本方針につ
きまして、申し上げます。

第一に、昭和二十五年度予算におきま

しては、総合予算の均衡を確保し経済
安定を図る方針を堅持いたしますと共
に、他面価格調整費その他の経費につ
いて相当大幅な節減を行ひまして、歳
出規模の縮減による財源を以て、国民
租税負担の軽減合理化を図ることと
いたしたのであります。これにより昭和
二十四年度に比して国税の軽減額は相
当額に達するのであります。

第二に、地方自治を強化助長するた
め、地方財政を極力充実せしめること
とし、これがため地方税収入を相当増
加し、特に市町村の財源の充実を期す
ることとしたのであります。従いまし
て地方税負担は勢い或る程度増加する
こととなるのであります。尙新たに地
方財政平衡交付金制度を創設して、比
較的に財政力の乏しい地方団体に対し
健全な活動を可能ならしめるに必要
な財源を賦與することとしたのであり
ます。

第三に負担の公平化を図る点に重点を
おいたのであります。(1)先ず所得税制
度につきましては、徹底した合理化を
図り、各種納税者間の負担の公平化と
各納税者の個人的事情に適應した課税
を実現して、所得税を租税収入の根幹
たらしめることとしたのであります。(2)所
得税の補完税として富裕税を創設する
こととしたのであります。又、現行相続
税制度を根本的に改正して相続税及び贈與
による財産の取得者に対し、所得者ご
とに分割して、その一生を通ずる財産
の累積額を標準として課税することと
いたしたのであります。(3)次に、事業
投資の促進、生産の増加等との関連を
考慮いたしまして、法人から生ずる所
得に対する課税につき調整を加へ個人
及び法人を通じその負担の均衡を図つ
たのであります。(4)更に今回個人及び

法人を通じて資産の再評価を実施し、企業をして適正な減価償却を可能ならしめて企業経理の合理化を図ると共に、資産譲渡の場合における課税を適正化することとしたのであります。(5)間接税その他につきましては、その大衆課税の性質に鑑み、極力整理する方針の下に先に取引高税及び織物消費税を廃止し、物品税を軽減したものであります。今更に有価証券移転税及び三等乗客に対する通行税の課税を廃止し、酒税について若干税率の調整を行うに止めたのであります。

第四に中央及び地方を通じて、恒久的且つ安定した税制の確立に目標を指向したのであります。今回の税制改正は、税制全般に亘る改正であります。一旦改正された税制は今後相当な期間持続せしめる前提の下に立案されたのであります。而して国、都道府県及び市町村相互間の税源の配分につきましても、極力同一の税種の比率により分配することと避け、税種目によつて配分することとし、併せし重要でない税目は極力これを整理することとしたのであります。即ち、国におきましては、所得税、法人税、相続税、酒税、煙草益金その他の消費税を主要財源とし、都道府県におきましては附加価値税、入場税及び遊興飲食税を根幹とし、市町村におきましては市町村民税及び固定資産税を根幹としてそれぞれ形成せしめることといたしました。特に市町村につきましては、右に述べた通り有力な直接税によつて賄われることになりましたことは、住民の地方行政に対する関心を昂揚することとなり、地方自治の発展に寄與するところ

極めて大なるものと存する次第であります。

第五に税制の合理化に対応して、税務行政の適切な執行を図ることに特に重点を置いたのであります。即ち、如何に税制が合理化されましてもその運用がこれに伴わなければ国民租税負担の実際の公平化を期し難いことは多く強調するまでもないところであります。従いまして税務行政の改善を図ると共に、納税者の協力の向上に努め、負担の公平化と課税の適正化を図ることが極めて重要なのであります。

これがため今回新たに青色申告書の制度を設ける等租税執行に関する制度につきましても相当の改善を図つたのであります。

尙相続税、資産再評価、地方税等につきましても、近くこれが関係法律案を提案することとしたしておるのであります。

次に各税に関する改正の概要について申し上げます。

先ず、所得税について申し上げます。先程も申し上げたごとく、本税を租税収入の根幹として形成すると共に、所得税負担の軽減適正化と所得税制度の合理化を図ることとしたのであります。

所得税負担の軽減適正化につきましては、今回基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等の改正を行うこととし、負担の軽減適正化を図つたのであります。

先ず、基礎控除につきましては、現行法では年額一万五千円でありシャープ勧告においては二万四千円であり、これが二万五千円に引上げることとしたのであります。次に、扶養控除につ

きましては、現行法では千八百円の税額控除であります。これを税額控除から所得控除に改めることを適当と認め、扶養親族一人につき一万二千円を所得金額から控除することとしたのであります。尙これに關連いたしました、扶養親族の範囲を拡張し、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で原則として所得金額が一萬二千円以下である者を扶養親族として認めることとしたのであります。これにより農業、中小商工業において家業を助けている成年の親族や就学中の者等につきましても扶養控除が認められることと相成るのであります。次に、勤労控除につきましては、現行法では収入金額十五万円までの金額の百分の二十五、最高三千七百五十円の控除が認められており、シャープ勧告では収入金額の百分の十、最高二萬円の控除が提案されておるのであります。勤労所得者と事業所得者との間の負担の均衡等を考慮いたしますときは現行の百分の二十五の控除割合はやや多きに過ぎると考えられますので、今回収入金額二十万円までの金額についてその百分の十五、最高三萬円の控除を認めることを適当と考えたのであります。尙、退職所得につきましても、給與所得の場合に準じ、新たに収入金額の百分の十五の控除を行うこととしたのであります。次に税率につきましては、概ねシャープ勧告の線に沿い、五万円以下百分の二十、五万円を超える金額百分の二十五、八万円を超える金額百分の三十、十万円を超える金額百分の三十五、十二万円を超える金額百分の四十、十五万円を超える金額百分の四十五、二十万円を超える金

額百分の五十とし、最高税率は、シャープ勧告においては三十万円を超える金額に対し百分の五十五であり、五十万円を超える金額に対し百分の五十五としたのであります。尙、後で御説明いたしますように、所得税率を百分の五十五に止めたことと關連して、高額所得者に対する所得税の補完税として、新たに富裕税を創設することとし、高額資産所得者に課税することにより、負担の適正化に資することとしたのであります。

以上により、所得税の負担は、各種納税義務者を通じて、相当軽減適正化されるのであります。例えば、給與所得者について申し上げますれば、扶養親族三人で月収一萬元を有する者の現行負担は、月千九百九十五円であるが、改正後は六百八十三円となり、差引五百十二円の軽減となり、軽減割合は四割二分八厘になるのであります。又扶養親族四人で月収一萬五千円を有する者の現行負担は千四百五十八円となり、改正後は千二百三十三円の軽減となり、差引二百二十五円の軽減となり、軽減割合は四割五分八厘となるのであります。農業所得者については、所得年額十萬元程度が通常の場合であると考えられるのであります。その現行負担は、扶養親族四人の場合には一萬六千五百十円であるが改正後は一萬四千四百円となり、差引一萬六千五百十円の軽減となり軽減割合は六割六分三厘となるのであります。又、営業所得者の場合には、所得年額二十萬元程度が通常であると考えられるのであります。その者の現行負担は扶養親族四人の場合には、一萬七千五百十円であるが改正後は一萬三千三百円となり、差

引二萬三千七百五十円の軽減となり、軽減割合は四割一分七厘となるのであります。これにより、所得税の負担、特に扶養親族の多い世帯の負担は、相当程度軽減適正化されることとなるのであります。

次に所得税制度の合理化を図るべき方途としては、先ず第一に特別控除を認めることとしたのであります。即ち、不具者である者については、基礎控除又は扶養控除を認めます外に一萬二千円の控除を認めることとしたのであります。また震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難に因り受けた損失額が納税義務者の所得金額の十分の一を超えるときは、この超過額を所得金額から控除することとしたのであります。更に納税義務者又はその扶養親族の医学費につきましては、支出した医療費が所得金額の十分の一を超えるときは、その超過額は、十萬元を限度として、これを所得金額から控除することとしたのであります。

第二は、所得合算制の縮小であります。即ち原則として同居親族の所得合算制は、これを廃止し、各所得者ごとに課税することとしたのであります。ただ、例外として、納税義務者と生計を一にする配偶者又は未成年の子等が資産所得を有する場合には、当該資産所得の金額を、又納税義務者の扶養親族として控除の申告をした場合にはその扶養親族の所得の金額を合算して課税することにとどめたのであります。これにより、例えば被身者の場合等の負担は相当軽減されるものと考えられるのであります。尙、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族が当該納税義務者の経営する事業から所得を

受ける場合には、当該所得をその納税義務者の所得として課税することとした。

第三は損益通算及び損失の繰越又は繰戻に關してであります。損益通算につきましては現行法では経常的所得と臨時的所得との間に境を設けて、兩者間の通算を認めないこととしておりますが、今回の改正により所得の計算上一時所得以外の所得について損失があるときは、これを他の所得の金額から差し引いて計算することとした。また、青色申告書を提出した場合に、或る年において生じた純損失の繰越控除を三年間認めるとし、又前一年に限って繰越控除を認めることとしたのであります。

第四に漁獲から生ずる所得、著作権の使用料による所得、退職所得、山林所得又は譲渡所得等々所得金額の変動することが予想される変動所得につきましては、或る年にこれが集中することが多いため累進税率の關係等著しく高い負担となるものと考えられますので、数年間にこれを均分して課税することとし、負担の調整を図ることとしたのであります。即ち、変動所得の金額が所得金額の百分の二十五以上である場合におきましては、納税義務者は、平均課税を受けることを選択することができるとしたのであります。この場合、平均課税の期間は、原則として五年間であり、変動所得が漁獲から生ずる所得、著作権の使用料による所得等以外であつて、且つその金額が二十万円以下であるときは、その年限りの簡易な調整を行い得ることとしたのであります。

第五は譲渡所得及び山林所得の課税方

法の改正であります。譲渡所得及び山林所得につきましては、現在はその十分の五に對し課税することとなつておりますが、今回はその全額に對し課税することとした。他面、譲渡所得及び山林所得に對する課税を合理化するため、変動所得の平均課税を選択することができるといたしました。また、既に既往におけるインフレーションによる値上り所得を排除調整するため、資産再評価による再評価額を譲渡所得又は山林所得計算上の取得価額の基準といたすこととしたのであります。かように再評価額を取得価額といたします結果、譲渡所得は再評価額を超える部分だけについて生ずることとなり、再評価額の範囲はすべて六〇％の再評価額の課税を受けるにとどまることとなるのであります。負担は著しく緩和されるのであります。次に相続又は贈與等に因り資産の譲渡があつた場合におきましては、少額な場合を除き、原則としてその時において譲渡所得又は山林所得が実現したものと考慮して譲渡所得又は山林所得を計算して課税することとした。尚、今回生活に通常必要な家具、什器、衣服その他一定の動産についての譲渡所得は、所得税を課さないこととした。

第六は配当所得に對する課税方法の改正であります。個人及び法人の課税の調整につきましては、根本的な改正が行われることとなつたのであります。その一環として、法人税の課税は、個人における所得税の源泉徴収に當るものであるという観点から、配当所得に對する源泉徴収の制度はこれを廃止いたしますと共に現

在配当所得の百分の十五に相當する金額を所得税額から控除することとした。納税義務者に對しては、青色申告書の提出を認めることとし、この場合には、帳簿書類を調査した上でなければ、更正決定をなすことができないこととした。また、損失の繰越繰戻を認めることとしたのであります。今後この青色申告の制度の実施に伴つて課税關係の不合理は漸次解決を見るべきものと期待してゐるのであります。第二に予定申告に際しましては、原則として前年の所得金額を基準とする制度を設けることとし、政府の承認を受けた場合には、前年の所得金額に満たない金額で申告することができるよういたしました。その他源泉徴収制度につきましても、実情に即するよう若干の改正を行つたのであります。

次に法人税に對しては、今回の改正により、法人の課税制度には重要な改正が行われることとなつたのであります。従来の我が國の法人税制度は、法人を個人から獨立した課税主体として個人と別個に課税することとしたのであります。法人が事業遂行のための個人たる株主の集団である点を重視し、法人税と所得税とが實質的に二重課税となることを排除すること及び法人の租税負担を軽減して事業投資、資本蓄積の促進を図ることを改正の基本原則としたのであります。これに伴い、先に御説明いたしましたように、配当所得に對する課税方法にも必要な変更が加えられたのであります。法人の課税制度にも次に申し上げますごとく相當重要な改正が加えられることとなつた次第であります。

その一は、超過所得に對する法人税及び清算所得に對する法人税の廃止であります。即ち、昭和二十五年四月一日以後終了する事業年度から超過所得に對する法人税を廃止することとした。又同日以後における解散又は合併に因る分から清算所得に對する法人税を廃止し、先に述べた通り、清算分配金はこれを株主等の個人に對して課税することとしたのであります。その二は、普通所得に對する法人税の税率百分の三十五は、据置くこととしたのであります。農業協同組合等の特別の法人に對する税率は、一般法人と同様、百分の三十五としたのであります。

その三は、積立金に對する課税でありまして、本年四月一日以降終了する事業年度における積立金額の増加額に對しあらたに年百分の二の税率により法人税を課することとした。この積立金に對する課税は、先に述べた措置の一環をなすものでありまして、法人が所得を社内に留保した場合におきましては、その株主はその留保金に對して所得税の納付を延期する結果となることを考慮いたしました。延期をした所得税額に對する利息分を徴収する意味から、創設されたものであります。ただ同族会社につきましては、積立金額のうち年五十万円をこえる金額に對しましては、その税率を百分の七といたしますとともに、現行の同族会社に對する税額加算の制度は、これを廃止することとした。尚、同族会社の範囲を擴張し、株主一人中心

優遇を與えることとしたのであります。即ち一定の帳簿を記載してゐる納税義務者に對しましては、青色申告書の提出を認めることとし、この場合には、帳簿書類を調査した上でなければ、更正決定をなすことができないこととした。また、損失の繰越繰戻を認めることとしたのであります。今後この青色申告の制度の実施に伴つて課税關係の不合理は漸次解決を見るべきものと期待してゐるのであります。第二に予定申告に際しましては、原則として前年の所得金額を基準とする制度を設けることとし、政府の承認を受けた場合には、前年の所得金額に満たない金額で申告することができるよういたしました。その他源泉徴収制度につきましても、実情に即するよう若干の改正を行つたのであります。

次に法人税に對しては、今回の改正により、法人の課税制度には重要な改正が行われることとなつたのであります。従来の我が國の法人税制度は、法人を個人から獨立した課税主体として個人と別個に課税することとしたのであります。法人が事業遂行のための個人たる株主の集団である点を重視し、法人税と所得税とが實質的に二重課税となることを排除すること及び法人の租税負担を軽減して事業投資、資本蓄積の促進を図ることを改正の基本原則としたのであります。これに伴い、先に御説明いたしましたように、配当所得に對する課税方法にも必要な変更が加えられたのであります。法人の課税制度にも次に申し上げますごとく相當重要な改正が加えられることとなつた次第であります。

その一は、超過所得に對する法人税及び清算所得に對する法人税の廃止であります。即ち、昭和二十五年四月一日以後終了する事業年度から超過所得に對する法人税を廃止することとした。又同日以後における解散又は合併に因る分から清算所得に對する法人税を廃止し、先に述べた通り、清算分配金はこれを株主等の個人に對して課税することとしたのであります。その二は、普通所得に對する法人税の税率百分の三十五は、据置くこととしたのであります。農業協同組合等の特別の法人に對する税率は、一般法人と同様、百分の三十五としたのであります。

その三は、積立金に對する課税でありまして、本年四月一日以降終了する事業年度における積立金額の増加額に對しあらたに年百分の二の税率により法人税を課することとした。この積立金に對する課税は、先に述べた措置の一環をなすものでありまして、法人が所得を社内に留保した場合におきましては、その株主はその留保金に對して所得税の納付を延期する結果となることを考慮いたしました。延期をした所得税額に對する利息分を徴収する意味から、創設されたものであります。ただ同族会社につきましては、積立金額のうち年五十万円をこえる金額に對しましては、その税率を百分の七といたしますとともに、現行の同族会社に對する税額加算の制度は、これを廃止することとした。尚、同族会社の範囲を擴張し、株主一人中心

族会社の範囲を擴張し、株主一人中心

主義を株主数人主義に改めたのであります。

その四は、法人が他の法人から受ける配当等につきましては、法人課税制度の改正の原則に従い、その配当等からその元本を取得するために要した負債利子を控除した金額を益金に算入しないこととしたのであります。

その五は、公益法人に対する課税であります。即ち民法第三十四條の規定により設立した法人等の収益事業から生じた所得に対しましては、あらたに課税することとしたのであります。

尤も当該法人が所得のうちから本来の公益事業に支出した一定額につきましては、これを損金に算入することとしたのであります。

その他法人の課税標準の計算に關しまして、青色申告書を提出している法人につきましては、五年の損失繰越を認めますと共に、前一年に限り損失の繰戻を認めることといたしました。又棚卸資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法につきましては、各種の方法のうちいずれか一つを選択することができるとし、一の方法から他の方法に変更するには、政府の許可を受けなければならぬこととしたのであります。尚額面超過金、減資益等の益金不算入が貸倒準備金の損金算入その他法人所得の計算に關する規定を實情に適應するよう改正することといたしました。

法人税の執行に關する制度の改正といひまして、青色申告書の制度を設けること、申告納税について前年実績制の要素を取入れたこと等は、所得税の改正について御説明した通りであります。尚法人税の申告書に法人の代表者

又は経理担当責任者が自署押印しなければならぬ規定を設けることとしたのであります。

次に、富裕税についてその大要を申し上げます。先にも申し上げました通り、所得税におきましては、その最高税率を五十万円を超える金額に対し百分の五十五としたのであります。これに對して高所得者に対する税負担の適正合理化を図りましたために、新たに所得税の補完税として、富裕税を創設することとしたのであります。

富裕税の内容につき主要な点を申し上げますと、本税は、課税時期即ち毎年十二月三十一日において、本法施行地に住所を有し、又は一年以上居所を有する個人と本法施行地に住所又は一年以上居所を有しない個人で課税時期においてこの法律の施行地に財産を有しているものに対して、その財産の価額が五百万円を超える場合に課税するのであります。課税標準の計算に當りましては、前者については、その者の有する財産の価額から課税時期において現に存する公租公課を含む債務の金額を控除した金額を、後者については、その者の有する本法施行地にある財産の価額から、その財産に係る債務の金額を控除した金額を課税価格といたしております。尚富裕税の課税に當りましては、(1)国又は地方公共団体において公用又は公共の用に供する土地、家屋及び物件、(2)墓所、霊廟及び祭典並びにこれらに準ずるもの、(3)国宝、史蹟名勝天然記念物、重要美術品として認定されたものの価額の合計額のうち百万円までの金額(4)専ら學術の研究の用に供する書籍、標本及び機械器具、(5)生活に通常必要な家具、什器、衣類そ

の他の動産には、課税しないことといたしております。次に、免税点及び税率であります。次に、富裕税は先に申し上げた通り、課税価格が五百万円以下である者については、課税しないことといたしております。

又その税率は、最低五百万円を超える金額に対し百分の五から最高一千万円を超える金額に対し百分の三に達する超過累進税率によることといたしました。これにより本税の課税を受けるものは五百万円を超える高所得者に限られるわけでありまして、その課税人員も比較的少数であります。本税は通常の場合におきましては、所得税と合せて年々の所得から納め得る程度のもので考えられるのであります。高所得者所得者につきましては、例えば収益率一割の場合には、所得税の負担と合せて最高百分の八十五の税率となり、高所得者所得者は相当高率の課税を受ける結果と相成るのであります。

尚同居親族の課税価格はこれを合算することといたしておりますが、その割合には所得税の資産所得の合算の場合と同様の範囲といたしております。

次に財産の評価であります。原則として、課税時期における時価によることとし、地上権及び永小作権の価額は、その残存期間に應じ課税時期の現況による土地の価額に一定の割合を乗じた金額といたしました。又有価証券で取引所に上場されているものについては、その年の十二月中の毎日の最終価額の平均額により、年金その他の定期金に關する権利の価額については、その受くべき金額に一定倍数を乗じた金額により、保険契約に關する権利の価額は、課税時期までに拂込まれた保

險料の合計額を基準として一定の割合を乗じた額とすることといたしました。

本税は、課税時期の翌年の二月一日から同月末日までに申告納税する建前を取ることとしたので、最初本税を申告納税するのは昭和二十五年十二月三十一日現在の財産価格につき昭和二十六年二月末日までに行なうことになるのであります。尚本税の更正決定、異議処理の方法並びに罰則につきましては、所得税の例に準じて規定を設けることといたしました。

次に、有価証券移転税につきましては、従来から有価証券の流通を阻害するという非難が多かつたのであります。所得税の課税所得を補完する目的もあつて、今日まで存置して来たのであります。併しなから今回取引高税の廃止、不動産取得税の廃止等をも考慮いたしまして、有価証券の流通を円滑にする等のため、これを全廃することにした次第であります。

次に通行税につきましては、奢侈的性質の少い三等の乗客に対する課税を全廃することといたしました。他面、一等及び二等の乗客に対しましては、その消費の性質に鑑み、普通運賃に對しても急行、寝台、料金に對すると同様、百分の二十の税率を以て課税することといたしました。

次に酒税について申し上げます。酒につきましては、最近における酒類の消費状況に鑑みまして、できるだけ多くの歳入を得ることを期しているのであります。酒類の価額はすでに相当高にあり、又密造対策の見地からいたしましても、その大幅な引上げは困難と考えられるのであります。ただ現在

の財政事情及び酒類の需給状態等から見まして、或る程度の価格の引上げは止むを得ないものと認められますので、今回、地方税たる酒消費税を酒税に統合し、各種酒類間の権衡を考慮いたしまして、若干税率の調整を図ることとしたのであります。

即ち自由販売酒のうち、清配につきましては、一升当り特級千四百四十を千七百四十程度に、一級九百四十を六百六十程度に、二級六百四十を六百五十程度に、合清酒につきましては一升当り一級六百四十を六百七十程度に、焼酎につきましては一升当り四百二十五を四百五十程度に、又麦酒につきましては大壺一本当り二百二十五を三百四十程度にすることとし、配給酒につきましても若干の引上げをすることとしたのであります。

他面この際若干の価格の引き下げを行うを適當と認められるものもありまますので、合清酒第二級一升当り五百二十五を五百程度に、三級威士忌一壺当り四百二十二を三百八十一程度にそれぞれ引き下げ、価格の適正化を図ることとしたのであります。

次に所得税、法人税等に共通する問題であります。租税執行に關する制度の改正について主要な点を申し上げます。青色申告書の制度及び予定申告等の実績制を採用することにつきましては、先に所得税及び法人税に關連して申し上げた通りであります。今回異議処理の方法を改正いたしますと共に、新たに国税庁及び国税局に専門の協議団を設置し、その適切迅速な処理を図ることとしたのであります。即ち改正された

要点を申し上げますと、税務署の調査によりなした更正決定に対する異議につきましては、再調査の請求ができることとし、再調査の決定に不服のある者は国税局長に審査の請求ができることとしたのであります。尚、国税局又は国税庁の調査によりなした更正決定に対する異議につきましては、調査をなした国税局又は国税庁に審査の請求ができることとしたのであります。

所得税、法人税等についての審査請求につきましては、国税庁又は国税局に所属する協議団を全国各地に置き、その協議を経て、これが決定することとしたのであります。而して審査の協定に不服があるときは審査請求があつた日から三箇月以内に決定がないときは裁判所に訴出することができるとしたのであります。

次に、従来の加算税及び追徴税を今現実情に即するように改正することとしたのであります。即ち、現行の加算税を利子税額に改め、本税、百円につき現行十銭であるのを四銭に引下げることにいたしました。次に、現行の追徴税を性質に應じ過少申告加算税額及び無申告加算税額に改め、過少申告加算税額は期限内の過少申告に對し不足税額の百分の五に相当する金額を徴収することとし、無申告加算税額は期限内に申告しなかつた場合において期限後の期間に應じ、その納付すべき税額に對し百分の十乃至百分の二十五の割合で徴収することとしたしました。更に虚偽の申告をなした場合は過少申告加算税額に代え不足額の百分の五十の重加算税額を徴収し、事実を隠べし又は仮装して申告しなかつた場合には、無申告加算税額の外に納付す

べき税額の百分の五十の重加算税額を徴収することとしたのであります。尚、源泉徴収義務者につきましても、右に準じ、利子税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額を徴収することとしたしました。

次に、罰則に関する規定を整備することとしたしました。即ち、その一は所得税、法人税等の通脱犯に對する罰金刑を現在脱税額の五倍以下であるのを、五百万円以下とし、脱税額が五百万円を超えるときはその免れた税額と同額以下としたしました。その二は、正当な理由がなく確定申告書等を提出しなかつた場合に対する罰則の規定を新たに設けることとしたしました。その他秩序罰につきましても所要の整備を加えることとしたしました。

以上各法律案につきその大要を申し上げたのであります。昭和二十五年年度の租税及び印紙収入の総額は、四百四十六億圓に上り、繰入申租税の占める地位は空多強となつてゐるのであります。昭和二十四年度の租税及び印紙収入の総額約五千五百九十九億圓に比較いたしますと、約七百十三億圓の減少となるのであります。尤も、第六国会において可決された所得税の軽減、取引高税及び織物消費税の廃止等は、今回の税制改正と一体として考えるべき性質のものでありますから、これを含めた減少額は、約九百十三億圓に達するのであります。尚地方税におきましては、市町村税において約四百億圓の増加となるわけでありましたが、他面寄附金が相当減少することが予想されます結果、全体としての地方負担の増

加はさしたるものでないと考えられるのであります。

その各税につきまして、本年度の収入額を申し上げますれば、所得税は二千四百八十六億八千三百萬圓で全体の五・九％、法人税は三百八十六億二千三百萬圓で全体の八・七％、酒税は三千三百萬圓で全体の二・三％、二物品税は百七十二億五千八百萬圓で全体の三・九％に達するのであります。尚、富裕税の本年度の収入額は二十億二千五百萬圓であり資産再評価による再評価税の本年度の収入額は、百五十九億三千八百萬圓であります。今昭和二十五年年度の租税及び印紙収入に専売益金を加えて直接税と間接税との比率を見ますれば、直接税は四四・五％、間接税は四四・四％その他一・五％に當るのであります。

今回税制の全般に亘り根本的な改正を行い、租税負担の軽減合理化を図ることとしたのであります。租税負担の公平化を期するためには、税制の合理化と相まって、税務行政の適切な執行を図り、徴税能率の増進、申告成績の向上等により負担の公平化と課税の充実を図ることが極めて重要なのであります。政府は、租税執行に關する制度について改善を行い、負担の公平化に全力を傾注する考えであります。これが成否は、全国民の深き理解と協力とにまつところ多大なものがありますので、この際国民各位の御協力を切に希望するものであります。

何とぞ御審議の上、速やかに賛成せられんことを切望して止まない次第であります。

○理事(黒田英雄君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○理事(黒田英雄君) それでは速記を始めして下さい。

○森下政一君 只今所得税法その他の税制改革に伴う税法全体に対する御説明を伺つたのですが、私はこれを審議するに當つて、皆さんに御相談して頂いて、願わくば御同意を得て、こういうふうな審議にしたいと思つております。本委員会に只今付託されてゐるもので、この税法以外のものでも、すでに衆議院の方の議決を経ておりますもので、未だ本委員会は決定してないいろいろな細かいものがありますから、これを先に、或いは明日からでもどんどん上げてしまふ。そうして七日の税法改正に關する公聴会の終えた後にこの税法改正の審議に入る。税法改正の審議に入りますときには、公報に出して貰うときに、例えば今日は所得税法の改正だ、それだけを上げるというふうにして頂いて、一人の人が例えば西川さんなら西川さんが所得税のことを尋ねてゐるかと思へば、一方では通行税とか、法人税とか、いろいろ／＼なタイプのものをあちこちとやられることは、お互いに混乱しますから、所得税なら所得税だけについて審議を完了する。それから法人税に入るといふ工合に、順序を立ててやるのが、非常に頭に入り易いのではないかと思ひます。又審議も促進されると思ひますから、そういうふうに一応委員長の方でお取計らい願ひたいと思ひます。それから只今の御説明の中にもありました、地方税の改正というのは今度は簡単に改正ではない。これは大蔵委員会には付託されなかつたのです。恐らく地方行政委員会に付託されると思ひます。これは一つ皆さんの御同意を

得れば合同審査会を本委員会から地方行政委員会に申出て貰ひたいのです。地方税の改正についても大体いろいろ／＼な関連した話をして置きたい問題が多からうと思ひますから、本委員会は黙つておろすわけに行かないと思ひます。これは合同審査を提議して頂きたい、お願いして置きます。

○理事(黒田英雄君) 只今森下委員の言われたことも御尤もと思ひます。私もそういうふうに進めたいと思つております。それから地方税については、先般、地方行政委員会に地方税を付託された場合にはこちらから申込むようにしたいといふことは予め申し上げておりました。ただこの際この間議決になりました不動産取得税廃止とか、それから入場税の軽減とか、これだけは急ぐから合同審議でなしにいたしたいといふことから、それだけは実はよろしいと思つておる次第であります。大体只今お話のような順序で進めたいと思ひます。それではこの程度で散会すること御異議ございませんか。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。本日はこれで散会いたします。

午後三時四十七分散会
出席者は左の通り。

理事
委員
黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼紋十郎君
森下 政一君
玉屋 喜章君
西川 基五郎君
平沼 太郎君

油井賢太郎君
來馬 琢道君
高橋龍太郎君
木村福八郎君
米倉 龍也君

政府委員

大藏政務次官 水田三喜男君

大藏事務官

(証券取引委員) 湯地謙爾郎君

大藏事務官

(証券取引委員)

大藏事務局次長

三井 武夫君

三月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、財政法の一部を改正する法律案

一、米國対日援助物資等処理特別会計法案

一、配炭公団の損失金補てんのため

の交付金等に関する法律案

財政法の一部を改正する法律案

財政法の一部を改正する法律案

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第二項を次のように改める。

前項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合においては、項を

目に区分しなければならぬ。

第三十三條第二項中「又は大蔵大臣の指定する節」及び「又は節の間」

を削り、同條第四項中「会計検査院に通知するとともに、第一項但書の規定に基く移用については、その旨を日本銀行を、当該各省各庁の長及び会計検査院に改め、同條第五項中、第二項又は第三項を、又は第二項に改め、第三項及び第六項を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。

事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 この法律施行の際貿易特別会計援助物資勘定に属する資産及び負債は、この会計に帰属するものとする。

3 貿易特別会計援助物資勘定において昭和二十四年度の決算上生じた剰余金は、米國対日援助物資等処理特別会計の昭和二十五年年度の歳入に繰り入れるものとする。

4 貿易特別会計援助物資勘定において昭和二十四年度中に支拂義務の生じた歳出金で、この法律施行前に支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、米國対日援助物資等処理特別会計に繰り越して使用することができる。

5 貿易特別会計法(昭和二十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中貿易(これに準ずる取引を含む)並びに米國対日援助物資の取得及び処分に関する政府の経理を「政府の行う貿易及びこれに準ずる取引(米國対日援助物資及び米國対日援助として提供された役務に関するものを除く)に関する経理」に改める。

第三條を削り、第四條を次のように改める。

(歳入及び歳出)

第三條 この会計においては、輸入物資(輸入物資に準ずる物資を含み、米國対日援助物資を除く。以下同じ。)の支拂代金、この会計に

昭和二十五年三月十四日印刷

おいて取得した外國為替等(外國為替、外國通貨並びに外國通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証書及び帳簿を含む。))及び債権をいう。以下同じ。の処分に関する収入金、輸出物資(輸出物資に準ずる物資を含む。以下同じ。の國內売拂に因る支拂代金、貿易公団に対する貸付金の償還金及び利子、貿易公団法(昭和二十二年法律第五十八号)第二十條第五項の規定による納付金並びに附屬雜收入をもつてその歳入とし、輸出物資の買入代金、この会計において外國為替等を取得するための支出金、輸入物資に関する諸掛、輸入物資の加工賃(諸掛を含む。))貿易に準ずる取引に基づく支出金、貿易公団に対する貸付金及び交付金、附則第六項及び第七項の規定による借入金の利子及び償還金、外國為替特別会計への繰入金、事務取扱費、事務取扱手数料、第十條第二項の規定による一時借入金又は融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

第四條の二から第六條までを削る。

第七條を第四條とする。

第八條中「事業費、援助物資、経費及び清算の四勘定に分け、各勘定のうちにおいて」を削り、同條を第五條とする。

第九條を第六條とする。

第十條を次のように改める。

第七條 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰

余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第十一條を第八條とし、第十二條を第九條とする。

第十三條の見出しを「(剰余金の預入、一時借入金及び融通証券)」に改め、同條第一項中「各勘定を」この会計に改め、同條第二項中「事業費勘定」を「この会計に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條を第十四條とする。

第十四條を第十五條とし、第十五條を第十六條とする。

第十六條第一項中「この会計の事業費勘定」を「この会計に改め、同條を第十三條とする。

第十七條中「この会計の事業費勘定」を「この会計に改め、同條を第十四條とする。

第十八條を第十五條とし、第十九條を第十六條とする。

附則第六項中「この会計の負担とし、当該借入金の償還は、事業費勘定の所屬とし、当該借入金の利子は、経費勘定の所屬」を「この会計の負担」に改める。

改正前の貿易特別会計事業費勘定、経費勘定及び清算勘定の昭和二十四年度の収入支出並びに昭和二十四年度の決算に關しては、なお従前の例による。

改正前の貿易特別会計援助物資勘定の昭和二十四年度の決算に關しては、なお従前の例による。

改正前の貿易特別会計第十條の規定による事業費勘定及び経費勘定の翌年度の歳入に繰り入れるべき剰余金は、貿易特別会計の昭

和二十五年年度の歳入に繰り入れるものとする。

昭和二十五年三月十五日発行

和二十五年年度の歳入に繰り入れるものとする。

9 改正前の貿易特別会計事業費勘定、経費勘定及び清算勘定において、昭和二十四年度中に支拂義務の生じた歳出金で当該年度の納納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、貿易特別会計に繰り越して使用することができる。

10 不正保有物資等特別措置特別会計法(昭和二十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條を次のように改める。

第十四條 貿易特別会計法(昭和二十四年法律第四十一号)第四條、第五條及び第八條の規定は、この会計の予算及び決算について、これを準用する。

11 米國対日援助見返資金特別会計法(昭和二十四年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「米國対日援助物資に係る貿易特別会計」を「米國対日援助物資等処理特別会計」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項に規定する米國対日援助物資等処理特別会計からの繰入金金は、米國対日援助物資等処理特別会計法(昭和二十五年法律第 号)第三條第三項の規定により繰り入れるものとする。

同條第三項を削る。

第六條中「貿易特別会計」を「米國対日援助物資等処理特別会計」に改める。

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律

第一條 政府は、配炭公団の損失金を補てんするため、昭和二十五年

度において、一般会計から四十三億五千七百万円を限り、同公団に

対し、交付金を交付することができ

る。

第二條 食料品配給公団、飼料配給公団及び配炭公団は、食料品配給公団法(昭和二十二年法律第二百

一号)第十九條第五項、飼料配給公団法(昭和二十二年法律第二百

参議院事務局

印刷者 印刷 庁